

大網白里市監査委員告示第1号

平成25年10月31日付けで地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき提出のあった大網白里市職員措置請求について、同条第4項の規定により監査を実施したので、その結果を別添のとおり公表します。

平成25年12月18日

大網白里市監査委員 安藤 正義

大網白里市監査委員 岡田 憲二

第1 請求の受付

1 請求人（略）

2 請求書の提出

請求書の提出日は、平成25年10月31日である。

3 請求の内容（原文）

大網白里市職員措置請求書

1 請求の要旨

大網白里市の小高教育長は、中央公民館敷地内の庭木（立木）であるマキの木を、自らの「判断」*1 と自ら下した「結論」*2 に基づいて伐採処分してしまった。当該マキの木は、千葉県の木であるばかりでなく本市のシンボルツリーとしても長年市民に親しまれ愛されてきたものであった。また、中央公民館の竣工記念として昭和45年に篤志家から寄贈を受けた貴重な記念樹でもあった。その後は行政財産として毎年2万円ほどの経費をかけて維持管理してきたものでもあり、相当な経済的価値のある立木であった。

*1 添付資料2 全員協議会議事録 p.5 「相談を受け判断はしました。」

*2 添付資料2 全員協議会議事録 p.9 「こういう結論を下してしまいました。」

本年、中央公民館大規模改修にあたり、担当課である生涯学習課の角田課長は、工事施工上支障があるとの理由で移植または伐採することを小高教育長に相談した。

小高教育長は古山副市長には相談したものの、教育委員会には諮ることなく、最終的に伐採することを専断的に決断してしまった。

そもそも、教育委員会にすら公有財産（教育財産）の処分の権限は付与されていないにもかかわらず、教育委員会からその権限の一部を委託されているに過ぎない教育長が、公有財産（教育財産）を独断で処分してしまったことは行政手続上にも大きな瑕疵がある。さらに、樹齢100年以上の記念樹であり、その評定価格も適正に算定すれば決して小さくない公有財産が失われたことは、著しく公益が損なわれたと言わざるを得ない。

以上のことから、大網白里市及び同教育委員会に対し、次の措置を取ることを請求する。

(ア) 小高教育長に対し、処分したマキの木の損害賠償をさせること。

(イ) 教育委員会は、教育財産の台帳管理を適正に行うこと。

- (ウ) 教育委員会は、教育長へ委託した権限の執行状況を適切に監督すること。
(エ) 財政課は、公有財産管理事務の総括部署として、立木（庭木）に関しても適切な台帳管理を徹底すること。

2 本件処分の違法性及び不当性は以下のとおりである。

- ① 教育財産の処分権は長の職務権限であり教育委員会にはない。（地教行法第24条第1項第3号）
- ② 教育長は教育委員会の権限の一部を委託されているだけであり、委託されてもいない事務を独断で処理することは許されない。（地教行法第26条第1項）
- ③ そもそも教育委員会にも属していない教育財産の処分権限（①）を教育委員会は教育長に委託すること（②）はできないし、教育長には処分を専決する権限はない。（大網白里市教育委員会行政組織規則第7条～第10条）
- ④ 教育長は不要の決定（取得価格が10万円以上の物品の処分は市長の承認が必要。財務規則第274条→10万円未満なら承認不要）を間違っ適用した疑いがあるが、そもそも立木は「物品」ですらない。
- ⑤ 県教育委員会では幹の直径10cm以上の立木は台帳管理している。（県教委財務施設課、添付書類1のp.3参照）
- ⑥ 財政課は公有財産台帳の調整の義務がある（財務規則第259条）にもかかわらずマキの木を財産台帳に載せなかった。
- ⑦ 寄附の受納は市長の決裁が必要（財務規則第216条）で、当該マキの木は決裁を受けたはずなのに、教育委員会も財政課も財産台帳に載せなかった。
- ⑧ 公有財産の土地定着物である樹木が公有財産であることの認識が、公有財産管理事務の総括部署（財務規則第220条）である財政課に欠けている可能性がある。（「民法」第86条第1項、及び「立木に関する法律」第2条第1項参照）
- ⑨ 県の公有財産規則を見ても立木（庭木等）は「見積価格」（千葉市は「評定価格」）をもって台帳価格とすることになっているが、市は当該樹木の適切な見積価格を算定していない。

3 請求者（略）

住所
職業
氏名

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成25年10月31日

大網白里市監査委員 様

添付書類

1. 平成25年9月大網白里市定例教育委員会会議録 写
2. 平成25年9月大網白里市議会全員協議会議事録 写
3. 日本経済新聞 2013年6月20日 p.35 写

参考

大網白里市市民憲章より抜粋

「一、自然を大切にし、健康で安全なまちをつくりましょう。」

4 請求の要件審査

本件請求について、要件審査を行ったところ、地方自治法第242条所定の要件を備えているものと認められることから、平成25年11月12日付けで受理した。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

大網白里市職員措置請求書及び陳述書に記載されている事項並びに事実証明書類から、中央公民館の竣工記念として昭和45年に篤志家から寄贈を受けた貴重な記念樹であるマキの木及び移植しても枯れる可能性が低く比較的市場価格の高いソテツを大網白里市中央公民館大規模改修工事の支障となることを理由に、教育財産の処分権限を持たない教育長が教育委員会にも諮らず、副市長に相談し伐採を決定し、工事執行伺いの中で処分の市長決裁を受けて伐採処分したことが違法、不当なものであるかを監査対象とした。

2 監査対象課

教育委員会生涯学習課、財政課

3 証拠書類の提出及び陳述（原文）

請求人に対し、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成25年11月26日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

平成25年11月26日

大網白里市監査委員 様

氏名（略）

先に提出しました「大網白里市職員措置請求書」貴收受印（收受 25,10,31）に、下記証拠書類を追加するとともに記載内容につき下記のとおり補足説明を行いますのでお届け申し上げます。

記

1. 古山正洋副市長の責任について

古山副市長は、マキの木の処分について、小高教育長や担当課長から相談を受けていたにも拘らず、住民福祉と公有財産管理の観点から適切な判断を下せなかった。

古山副市長は、さらに、自治体の財産は究極的には住民の税金で賄われており、財産の管理について「怠る事実」があれば、税金を負担している住民の監視が及ぶ可能性があるということを想定することすらできなかった。

古山副市長は、本来、市長を補佐し、その補助機関である職員の担任する事務を監督するという重要な職責を担っているはずだが、上記の事からその重責を適切に果たしているとは到底言えず、その責任は免れないばかりか、その適性と資質についても疑問無しとは言えない。

2. 金坂昌典市長の責任について

生涯学習課長は、マキの木の処分については、「執行伺い（大網白里市中央公民館大規模改修工事 大網白里市大網1 2 1 番地1）」（追加添付書類4）の別添資料の中で、「樹木類撤去」費用一式として206,000円を計上しており、また、配置図（改修前）には「撤去・移設概要」として53本の樹木を撤去することを示し、その中に「○樹木・撤去 まき（樹高8.0mφ400）」も含まれているのだから、「市長の決裁を受けている」と主張している。

確かに「執行伺い」には金坂市長の決裁印が押されているが、金坂市長が、工事の包括的な執行伺いを決裁したことで「マキの木の伐採」までも決裁したという明確な認識があったかどうかは不明である。

しかしながら、金坂市長は大網白里市を代表する独任制の執行機関であり、市の組織を統括及び代表し、事務を管理及び執行する立場にある。従って、副市長を始めとする補助機関を指揮監督する責任がある。

また、議会の同意を得ているとは言うものの古山副市長を指名したのも金坂市長である。さらに、教育長は教育委員会によって選任されるが、予め教育長候補者として市長に特定されており、実質的には、小高教育長を選任したのも金坂市長である。

従って、金坂市長の古山副市長と小高教育長に関する実質的な任命責任と古山副市長に対する監督責任は免れない。

そもそも、近年、官製談合や職員の不正事件が頻発することから、内部統制は、民間だけでなく自治体においてもその重要性が指摘されるようになってきた。地方公共団体における内部統制は、住民の福祉を増進するために、地方公

共団体の事務が、地方自治法に従って、適法かつ正確に行われるのみならず、経済性、効率性及び有効性の観点からも適切に執行され、その財産が適切に管理されるように実施されなければならない、金坂市長はその包括的かつ最終的な責任を負っている。

しかしながら、今回のケースでは、その内部統制が適切に機能したとは言えず、その意味で、総括執行責任者としての金坂市長の責任も免れない。

3. マキの木の損害賠償について

マキの木の伐採を実質的に決定した小高教育長の責任は明確であるが、如上の通り古山副市長や金坂市長の責任も免れない。従って、マキの木の損害賠償は、小高教育長、古山副市長及び金坂市長の三役で行うべきであろう。三者の負担割合については監査委員の判断に委ねたい。

4. 公有財産の区分及び種目と台帳価格について

本市の財務規則上、公有財産台帳及び公有財産記録簿に登録すべき公有財産の区分及び種目等は、同規則の別表第9で定められている（第259条第4項）。しかし、別表第9には「立竹木」という区分も種目も存在しない。然るに、公有財産を新たに台帳に記載する場合に「記載すべき価格」を定めている第261条では、購入、交換、寄附、収用以外の場合は区分ごとに定められており、同条第3号で別表第9には区分がない「立竹木」について規定しているのは不可解である。別表第9が不完全であるとしか考えられず、他の多くの自治体と同じように「立竹木」も台帳登録すべきことを示唆している。

また、寄附に係るものは「受納時における評価額」を公有財産台帳に「記載すべき台帳価格」とすることを定めている。然るに、伐採されたマキの木は、寄贈されたものであるにも拘らず、公有財産台帳に登録されていなかった。

5. 伐採されたソテツについて

今回の工事で撤去された53本の樹木の中に、「樹高2.5m以上3.0m未満、幹の直径400mm程度」のソテツが1本含まれている。ソテツはマキの木同様、移植しても枯れる可能性の低い、また、比較的市場価値も高い樹木であり、伐採する必要はなかったと考えられる。従って、このソテツについても損害賠償することを請求する。

【追加添付書類】

4 執行伺い

(大網白里市中央公民館大規模改修工事 大網白里市大網121番地1)

(起案日／平成25年03月18日 起案部署／教育委員会生涯学習課
生涯学習班)

4 証拠書類の確認と関係書類の提出

平成25年11月13日付けで、住民監査請求に係る資料の確認及び関係資料の提出を11月20日までに求めた。

- ① 証拠書類である「大網白里市定例教育委員会会議録」及び「大網白里市議会全員協議会打合せ会議録」は、原本と相違ない。
- ② マキの木の寄贈の記録は存在しない。
- ③ 関係資料として、工事執行伺いの写し、財産台帳が提出された。

5 関係人調査

平成25年11月26日に地方自治法第199条第8項の規定に基づく関係人調査を行った結果、伐採処分の違法性及び不当性に対する関係人の見解は以下のとおりである。

- ① 「教育財産の処分権は長の職務権限であり、教育委員会にはない。(地教行法第24条第1項第3号)」について

そのように認識しております。

- ② 「教育長は教育委員会の権限の一部を委託されているだけであり、委託されてもいない事務を独断で処理することは許されない。(地教行法第26条第1項)」について

大網白里市教育委員会行政組織規則第9条の規定により、教育財産の管理は教育長に委任されておりますので、教育長はマキの木を移植することを前提に造園業者に見たててもらった結果を元に教育財産として管理不能の判断をしております。

判断理由として、1点目は、南側の大きな枝(幹)は、空洞が出来ていて枯れている枝もあり、移植するため、根を詰めてしまうと枯れてしまう状態でした。

2点目は、親木の方も頭の下が、傷んでいて、新芽が出ない状態であり、幹に腐りも入っていたことから、移植すると枯れてしまう状態でした。

3点目は、見立てた造園業者は、過去に同じようなマキの木を移植した経験があり、このときは枯れてしまったとのことでした。

この見立ては、造園業者2社にお願いしておりますが、その内1社は、40年以上マキの木に係る仕事に就き、約1町歩の畑に300本以上のマキの木を所有する専門家であり、見立てた結果は信頼のおけるものでした。

また、寄附を受けた木であることから、遺族に説明し、処分することについて了解をいただきました。

次に、マキの木を移植しなかった理由ですが、公民館敷地内に移植する場所がなく、別の場所へ仮植えし、工事完了後に元に戻す必要がありました。

移植費用は、近接地への移植で10～15万円、別の敷地に移植するには運

搬費も必要になります。高額な費用をかけても、枯れてしまう可能性が高く、費用対効果の観点を重視した結果、移植を断念しております。

以上のような理由を踏まえ、教育長は副市長に相談し、管理不能の判断をしておりますので、独断での処理はしていません。

- ③ 「そもそも教育委員会にも属していない教育財産の処分権限(①)を教育委員会は教育長に委託すること(②)はできないし、教育長には処分を専決する権限はない。(大網白里市教育委員会行政組織規則第7条～第10条)」について

教育長は、教育財産の管理者として、マキの木を管理不能とする判断をするに当たり、副市長に相談し、造園業者の見立てをもとに決定しております。

また、マキの木の処分を含む中央公民館大規模改修工事の執行伺いにより市長の決裁を受けております。

- ④ 「教育長は不要の決定(取得価格が10万円以上の物品の処分は市長の承認が必要。財務規則第274条→10万円未満なら承認不要)を間違っ適用した疑いがあるが、そもそも立木は「物品」ですらない。」について

教育委員会における物品の不要決定は、財務規則第274条の規定に基づき、10万円以上の物は市長決裁、10万円未満の物であっても財政課長決裁を受けております。また、マキの木の管理不能の判断をするに当たり、この規定は適用していません。

- ⑤ 「県教育委員会では幹の直径10cm以上の立木は台帳管理している。(県教委財務施設課、添付書類1のP,3参照)」について

県教育委員会は、千葉県教育財産管理規則に基づき、立木の管理を行っております。大網白里市には立木の管理に関する規則等が無いことから、台帳管理はしていません。

- ⑥ 「財政課は公有財産台帳の調製の義務がある(財務規則第259条)にもかかわらずマキの木を財産台帳に載せなかった。」について

財務規則第259条は公有財産台帳の調製義務規定であるが、本市の財務規則では、公有財産として台帳記載すべき区分・種別については、規則の別表第9において示しており、立竹木については台帳記載までは求めている。

また、他自治体において“公有財産管理に關しての規則”等に立竹木・樹木についての規定を見受ける場合もあるが、当課で確認した限り、財産台帳に記載すべき立木については、台帳管理している例はないと認識している。財産管理における実務上は、公共施設内樹木等については、樹木の種類・本数・位置等について図面による管理を行っている。

千葉県の公有財産管理規則については、規定はあるが、台帳管理の実態は確認できない（県管財課に確認）。

- ⑦ 「寄付の受納は市長の決裁が必要（財務規則第216条）で、当該マキの木は決裁を受けたはずなのに、教育委員会も財政課も財産台帳に載せなかった。」について

本市の財務規則には樹木を台帳記載する規定がないことから、寄附による樹木であっても財産台帳への記載はしていません。

ちなみに、土地や物品の寄附の取扱いについては、規則第216条により、まず寄付採納を受け、市長の決裁を受けて財産管理することとなる。この場合、普通財産として採納するか行政財産として採納するかは、寄附者の意向をくむこととなる。物品や土地・建物であればそれぞれ種別区分に従って財産台帳に記載することとなる。

- ⑧ 「公有財産の土地定着物である樹木が公有財産であることの認識が、公有財産管理事務の総括部署（財務規則第220条）である財政課に欠けている可能性がある。（「民法」第86条第1項、及び「立木に関する法律」第2条第1項参照）」について

市有地に生育する樹木については、市有物と理解している。事実、台風等により市有地樹木が倒木したり、隣家から伐採を要望された際は、その都度、対応して管理している。

- ⑨ 「県の公有財産規則を見ても立木（庭木等）は「見積価格」（千葉市は「評定価格）」をもって台帳価格とすることになっているが、市は当該樹木の適切な見積価格を算定していない。」について

本市の財務規則に立木に関する規定はないが、一般論として、財務規則自体は、地方公共団体の裁量に委ねられるものであり、千葉県や他団体の規定を参考にして必要があれば改正してきている。

むしろ、実務実態に見合った合理的な管理を行うための規則であると考え。現状では、本市において時価額を表記しなければ管理できない場合を想定すると売却や担保権の設定等を前提として樹木を購入整備している場合ではないかと考えられるが、本市においては実態はなく、公費を投じて購入整備する例としては、公園整備の一環としての樹木整備や街路景観形成の一環のための街路樹整備がほとんどなので、公園や街路樹については、図面やリストにより、財産管理者ごとに管理している。

強いて、財産管理上、時価額を持って台帳管理すべき樹木の必要性について考えますと、いわゆる天然記念物のように保存的価値を前提として保険を掛け

ておくに必要な場合の財産評価としては、あり得ると考えます。

6 請求人の陳述内容の確認

平成25年11月26日住付けで、住民監査請求に係る新たな証拠及び陳述書の提出があり、関係人に12月2日までに陳述書に対する違法性及び不当性に対する見解を求めたところ以下のとおりである。

① 古山正洋副市長の責任について

否認する

「古山副市長は・・・住民福祉と公有財産管理の観点から適切な判断を下せなかった。」との記載があるが、東日本大震災後、避難所である中央公民館の耐震改修を早期に行う必要性や、日常のバリアフリーなどエレベーターの増設による利便性の向上を念頭にマキの木の移植（現状では敷地外に一度移植し、工事完了後に再度移植することを前提に）の如何については、造園業者の見立てにより移植による立ち枯れや費用対効果などの観点から総合的に判断を下したものであり、その判断は誤っていなかったものと思料する。

② 金坂昌典市長の責任について

否認する

マキの木を移植可能か伐採するかに当たって金坂市長が最終的な判断を行ったことは事実である。先の副市長と同様に公民館改修の必要性・緊急性や、費用対効果などの観点から適切な判断を下したものであり、市長が損害賠償を行う必要はないと思料する。

なお、現在、本市の財務規則には立木（樹木）に関する台帳登録の規定はなく、そのような中で、今回のマキについては寄附を受けたものであるという事情から、副市長、教育長、担当課長が協議し、移植することを前提に造園業者に見立ててもらった結果を元に処分する方針を打ち出し、最終的に執行伺いの中で市長の決裁を受けたものであり、現行の本市の規則に反して財産の管理を怠るような事実は存在しない。

③ マキの木の損害賠償について

否認する

マキの木について、移植を断念し寄贈者の遺族の了解のもと、処分に至ったことは妥当な判断であったと考える。小高教育長は、あくまで管理を委任された立場として、2度の移植により立ち枯れの危険性を冒すよりも管理不能の判断を副市長と相談して決定したものである。また、樹木を伐採することについて市長は認識しており、自治法第180条の2及び同法第238条の2の趣旨に照らし妥当と考える。

なお、11月26日付けで追加提出された陳述書中の1及び2の内容は10

月31日付け措置請求書の②、③、④に記載された教育長の独断による責任を追及する趣旨と本質的に矛盾した内容となっており、本監査請求の趣旨に疑問を持たざるをえない。

④ 公有財産の区分及び種目と台帳価格について

否認する

本市の財務規則第259条では、公有財産としての台帳記載すべき区分・種別については、同規則別表第9において示しており、立竹木については、台帳記載まで求めている。それゆえ、台帳価格についても記載していない。

なお、財務規則第261条第1項第3号に規定する「立竹木」は、同規則別表第9中の「山林」又は「保安林」に係る内容であると解釈している。

⑤ 伐採されたソテツについて

否認する

マキの木と同様に、敷地内に移植する場所がなかったことから、別敷地へ仮植えし、工事完了後に戻す必要がある。国土交通省関東地方整備局が編集する「損失補償算定標準書」によれば、幹高250cm以上300cm未満のソテツの樹木類移植の構外移転費用は一回当たり61,700円であり、再度戻すとすれば123,400円である。

一方、工事における伐採費用は、設計書に4,370円を計上している。

ソテツの伐採は、費用対効果の観点により判断したものであり、損害賠償に値する過失は存在しない。

第3 監査の結果

1 事実の確認

① 行政財産である樹木の管理について

地方公共団体の財産は、公有財産、物品、債権、基金に分けられる（地自法第237条第1項）が、このうち、立木は公有財産に該当する（地自法第238条第1項第1号）。

公有財産は、行政財産と普通財産に区分されるが、当該マキの木は、昭和45年に植栽されて以来、中央公民館敷地内において管理されており、また、この間、定期的な剪定作業も行われていることから、中央公民館の景観の維持に寄与してきたものと見るべきであり、この間、中央公民館に付随する行政財産としての機能を有していたものと認められる。

なお、公有財産の管理は、市財務規則第259条に公有財産台帳の調整義務規定があるが、同条第4項の別表第9に定めのある公有財産の区分及び種目の中には立木は含まれていない。公共施設内の樹木の管理状況は、種類、位置等について図面により管理されている。

② 公有財産の寄贈手続き及び管理について

財産の寄贈を受ける場合、現行の市財務規則では、同規則第216条の規定により、寄贈者から寄附採納願により、市長の決裁を受けて財産管理することとなっているが、マキの木が寄贈された当時の財務規則の確認はできなかった。

寄贈や記念として植栽された樹木の管理は、その所管課が行っている状況であり、市としての一括管理は行われていない。

マキの木の寄贈の記録は存在しないが、寄贈は事実であると確認した。

なお、中央公民館敷地内のマキの木をはじめとする樹木の剪定は、市役所敷地内の樹木と併せて財政課が行っている。

③ 教育財産の処分権限について

教育財産の処分は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条第1項第3号の規定により、市長の権限に属する事項とされ、同法第28条第1項の規定により、教育財産は、市長の総括の下に、教育委員会が管理することとなっている。

更に、同法第26条第1項の規定により、教育委員会は、大網白里市教育委員会行政組織規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができるとされている。

同規則第9条の教育長への委任規定には、同規則第7条（議決事項）及び第10条（教育長の専決）に規定する事項を除き、権限が委任されている。

教育財産に関する規定は、同規則第7条第1項第7号に教育財産の取得について市長に意見を申し出ることが規定されているが、処分についての規定は定められていない。

したがって、教育委員会には教育財産を管理する規定はあるが、財産の処分は市長の権限であり、教育委員会に権限はない。また、教育財産の処分は、教育委員会の議決事項として定められていない。

④ 教育財産であるマキの木及びソテツの処分の決定及び手続きについて

教育財産は、市長の総括の下に、教育委員会が管理し、教育財産の管理は、大網白里市教育委員会行政組織規則第9条の規定により、教育長に委任されていることから、教育長が教育財産の管理者として、移植することを前提とした造園業者の見たてから移植の可能性、費用対効果による検討結果に基づき、副市長に相談し、マキの木を管理不能と判断した。また、ソテツについては、費用対効果により処分する方針とした。

マキの木を含む樹木の処分の決定については、中央公民館大規模改修工事の執行伺いと併せて市長の決裁を受けている。

2 判 断

教育財産の取り扱いは、大網白里市教育委員会行政組織規則第7条に教育委員会の議決事項の規定があり、同条第7号に教育財産の取得について市長に意見を申し出ることが規定されているが、処分に関しては規定がなく、議決事項にも該当しない。

しかし、当該マキの木は、中央公民館の竣工を記念して寄贈された経緯があることから、教育委員会に説明し意見を求めることや同条第23号に規定する重要又は異例に属する事項とすることも可能であったと判断する。

中央公民館敷地内の樹木の処分決定は、教育長が教育財産の管理者として、マキの木の移植の可能性と費用対効果による検討結果をもとに副市長に相談し、マキの木を管理不能と判断しているが、寄贈者の遺族に対して、移植し枯れた場合の了解を得るのではなく、処分の了解を取り付け、費用対効果の検討に景観、マキの木の価値や移植困難の確率などが加味されていないことは、移植費用と処分費用を比較したものであり、移植困難が前提の積算上の経済比較に過ぎない。ソテツについては、移植しても枯れる可能性の低く、比較的市場価格も高い樹木でありながら、費用対効果の検討に市場価格などが加味されていない。

当該マキの木は移植すると枯れてしまう可能性が高いとの見立てから、中央公民館の竣工を記念して寄贈された記念樹を保存する努力もなく伐採処分し、更に、ソテツをはじめとする他の樹木は経費削減のため経済比較により安価な伐採処分を選択したうえ、工事完了後の植栽計画がないことは、地方財政法第8条（財産の管理及び運用）の規定に定めのある常に良好な状態に管理し、所有の目的に応じて最も効率的に運用することを怠ったものと判断する。

財産の処分手続きは、中央公民館大規模改修工事の執行伺いにより、マキの木をはじめとする樹木の処分について市長の決裁を受けているが、本来、財産処分の市長決裁を受けてから設計に組み入れ、工事の執行伺いを行うことが通常の流れである。更に、提出書類の工事執行伺の写しには、積算書と図面の中に樹木撤去に関する記載はあるが、伺い文は工事の執行を伺うだけで、財産処分としての樹木の伐採処分を伺うことが記載されていない。

なお、行政財産の処分手続きとして、行政財産の管理は、市財務規則第259条に公有財産台帳の調製義務規定があるが、同条第4項の別表第9に定めのある公有財産の区分及び種目の中には立木は含まれていないことから、立木は公有財産台帳に登録されることなく、処分の手続きが示されていないことの不備はあるが、建物の取り壊し（市財務規則第258条）及び10万円以上の物品の不用決定（同第274条）は、ともに市長の決裁が必要であることを考慮すると、マキの木は、中央公民館の竣工記念として寄贈を受けたことを含め、処分について同様の市長決裁を受けるべきであったと判断する。

3 結 論

以上のことから、財産処分の手続きが不当であると断定することはできないが、マキの木、ソテツの伐採処分について、請求人の主張には一部理由があると認められる。

第4 勸 告

伐採処分したマキの木及びソテツについて、中央公民館敷地の景観を配慮し、同等のものを植栽することを市長、副市長、教育長に求めるよう市長に対して勧告する。

なお、本勧告に対する措置の期限は、中央公民館大規模改修工事の完成期限が平成26年2月28日であることを考慮し、公民館が再開する予定の前日となる平成26年3月31日までとする。

第5 意 見

監査の結果及び勧告については以上のとおりであるが、本件に関して次のとおり意見を付する。

- (1) 行政財産である樹木の管理については、寄贈を受けた樹木、記念樹などの特殊な樹木の管理方法を改善する必要がある。
- (2) 教育長は、教育委員会からの委任事務の状況について、幅広く教育委員会へ説明し、意見を求めることが必要である。